「国家戦略特区基本方針の改正」等に関する 提案・要望

令和2年10月

大阪府·大阪市

「国家戦略特区基本方針の改正」等に関する提案・要望

日頃から、大阪府政及び大阪市政の推進につきまして、格別の御高配と 御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府市では、昨年度に貴府地方創生推進事務局において「スーパーシティ」構想の自治体アイデア公募が実施されて以来、うめきた2期(大阪市北区)、2025年大阪・関西万博(此花区)及び夢洲2期(同区)の3つの事業から成るスーパーシティの実現に向けて、区域指定が得られるよう、鋭意検討を進めております。

一方、先般開催された第10回『「スーパーシティ」構想の実現に向けた 有識者懇談会』においては、「国家戦略特区基本方針の改正のポイント(案)」 として、「スーパーシティ区域の指定基準」に、

- ① 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- ② 地方公共団体による区域指定応募前の住民の意向の把握が明記され、また、「基本構想に関する住民等の意向の反映・確認」についても記載されています。

しかしながら、現在、大阪府市で検討を進めている事業は、下記のとおり特有の事情があることから、スーパーシティ区域の指定基準等に適合しないことが懸念されます。

- ① うめきた 2 期については既に公募により開発事業者が決定しており、 まちびらきの準備を進めていること。
- ② 万博の開催及びその後の夢洲2期のまちづくりまでに相当の期間があること。
- ③ 3 つの事業はいずれもグリーンフィールドでの事業であり、かつ将来 にわたって住民が存在しないこと。

そのため、今後、公募要件の詳細設計に当たりましては、大阪府市の状況等について十分ご理解いただき、格別のご配慮を賜りますようお願い申 し上げます。

令和2年10月

大阪府知事 吉村 洋文

1. 公募前の「地方公共団体による事業者公募」について

現在、大阪府市で検討を進めている3事業のうち、うめきた2期については既に公募により開発事業者が決定しており、区域内の地権者かつ新たに整備される都市公園の指定管理者(予定)となることから、権利者として開発事業者の意向を尊重できるよう柔軟に対応すること。

また、万博・夢洲2期については、事業スケジュールに応じて、今後、 事業者選定を実施していくことから、事業者公募の時期や方法については、 各地区の実態に応じて柔軟に対応すること。

2. 区域指定応募前の住民の意向の把握について

現在、大阪府市で検討を進めている対象区域はグリーンフィールドであることから、公募前の住民の意向把握については柔軟に対応すること。

3. 区域指定後の構成員公募(事業者の確定)について

うめきた2期における構成員公募にあたっては、当該区域における権利者 である開発事業者の意向を尊重できるよう柔軟に対応すること。

万博の開催及び夢洲 2 期については、貴府から示されたスケジュールに 比べ、事業実施まで相当な期間があることから、事業の具体化に合わせて 順次参画事業者(構成員)を選定すること、また、その際にもうめきた 2 期と同様に権利者の意向を尊重できるよう柔軟に対応すること。

4. 基本構想の作成に当たっての住民等の意向の反映について

現在、大阪府市で検討を進めているグリーンフィールドにおける事業は、 将来にわたっても住民が存在しないことを前提としており、かつ、まちづ くり方針については協議会等において、関係者が協議を重ねてきた経過が あることから、こういった関係者会議による意向確認を「協議会の議決」 に準ずるものとして、区域会議において認めてもらえるよう、配慮するこ と。